

小中学校の教職員の増員及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

「国づくりは人づくり、人づくりは教育から、教育は国家百年の計」と言われており、憲法により全ての国民は等しく教育を受ける権利を有し、義務教育は無償と規定され、国がその義務を負うとされている。

その憲法に基づき制定された教育基本法により教育が行われており、社会の変遷に対応するために様々な教育改革が行われている。教育現場においては、学力の格差やいじめ、不登校、非行問題行動、貧困問題等、子ども達を取り巻く教育環境は、ますます多様化・複雑化している。その課題解決のために教職員は、保護者や地域や関係機関と連携して全力で取り組んでいるところであり、そのため深刻な教職員の長時間労働となっていることから、現在、国においては教職員の働き方改革に着手されているところである。

そのような中、令和2年度から小学校、令和3年度から中学校へ新学習指導要領に即した教科用図書が採用されることにより、英語教育やプログラミング教育等新たな学習が追加され、教職員や児童・生徒への負担が増加している。

さらには、新型コロナウイルス感染拡大が追い打ちを掛け、政府が感染拡大防止のために採用された全国一斉休校要請により、児童・生徒の学習機会が大幅に減少した。学校再開後は、授業時間の確保のために夏休みの短縮や新型コロナウイルス感染症対策を行い、児童・生徒の安全確保を図りながら授業の実施を同時に行っており、教育現場は非常に危機的状況にある。

よって、国の未来を担う子ども達のために、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的・安定的に教育行政を進めることができるよう、下記の通り要望する。

記

1. 計画的な教職員定数増員を推進すること。
2. 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月23日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	菅義偉	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	武田良太	殿
文部科学大臣	萩生田光一	殿

福岡県大野城市議会議長 山上高昭